

入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 246 条第 1 項の規定により公告する。

令和 6 年 1 2 月 1 8 日

福島県立博物館長 川名 義則

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 県立博物館外構展示における植栽業務委託
- (2) 業務仕様等 仕様書のとおり
- (3) 履行場所 福島県立博物館
- (4) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 2 1 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者でないこと。
- (4) 福島県工事等請負有資格業者名簿（令和 5・6 年度）の発注種別が造園工事に登録されている者であること。
- (5) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和 6 年 1 2 月 2 5 日（水）午後 5 時 0 0 分
- (2) 提出場所 郵便番号 9 6 5 - 0 8 0 7 福島県会津若松市城東町 1 番 2 5 号
福島県立博物館 総務課
電話番号 0 2 4 2 - 2 8 - 6 0 0 0

4 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

- (1) 閲覧期間 令和 6 年 1 2 月 1 8 日（水）～令和 7 年 1 月 8 日（水）
※閉庁日（毎週土、日曜日）及び 1 2 月 2 8 日（土）から 1 月 5 日（日）

を除く

- (2) 閲覧場所 福島県会津若松市城東町1番25号
福島県立博物館 総務課

5 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 受付期間 令和6年12月18日(水)～令和6年12月25日(水)
- (2) 受付場所 福島県会津若松市城東町1番25号
福島県立博物館 総務課
電話番号 0242-28-6000
ファクシミリ 0242-28-5986
電子メール general.museum@pref.fukushima.lg.jp
- (3) 回答予定 令和6年12月27日(金)
- (4) 回答方法 福島県立博物館ホームページに掲載する。
※入札書等の提出前に、必ずホームページで質問回答を確認すること。

6 入札書等の提出及び開札

- (1) 入札日時 令和7年1月9日(木) 午後1時30分
- (2) 入札場所 福島県会津若松市城東町1番25号
福島県立博物館 第1会議室
- (3) 開札 入札終了後に入札会場で行うものとする。
- (4) その他 郵便による入札は認めない。

7 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

8 入札参加者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県立博物館長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

(1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者（同額の場合はくじ引きにより先順位となった者）を落札者とする。

(3) その他

詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県立博物館 総務課

電話番号 0242-28-6000

ファクシミリ 0242-28-5986

電子メール general.museum@pref.fukushima.lg.jp

一般競争入札

県立博物館外構展示における植栽業務委託

入 札 説 明 書

福島県立博物館

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件委託契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県立博物館長 川名 義則

2 入札に付する事項

- (1) 件 名 県立博物館外構展示における植栽業務委託
- (2) 業務仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行場所 福島県立博物館
- (4) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 21 日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けてない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者でないこと。
- (4) 福島県工事等請負有資格業者名簿（令和 5・6 年度）の発注種別が造園工事に登録されている者であること。
- (5) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（第 3 号様式。以下「資格確認申請書」という。）を下記 5（1）に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。

なお、入札参加資格の有無は、一般競争入札参加資格確認通知書（第 4 号様式）により福島県立博物館長から通知するものとする。

5 入札書の提出期限等

- (1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所
令和 6 年 12 月 25 日（水）午後 5 時 00 分 福島県立博物館 総務課
なお、申請書類は郵送を可とする（必着）。
- (2) 入札書及びその添付書類の提出日時及び提出場所

令和7年1月9日（木）午後1時30分 福島県立博物館 第1会議室
なお、郵送による入札は不可とする。

(3) 開札の日時及び場所

令和7年1月9日（木）午後1時30分 福島県立博物館 第1会議室

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（第5号様式）に必要とする事項を記載し、上記5の（2）に指定する日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書（第4号様式）の写し

イ 委任状（第6号様式） 代理人が出席し、入札する場合

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。（押印を省略する場合は、余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。）

7 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、5の（2）に掲げる日時までに入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の3以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。

(3) 財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金の免除を希望する者は、5の（1）に掲げる期日及び場所に以下の書類を提出すること。

ア 入札保証金納付免除申請書（第7号様式）

イ 履行実績証明書（第8号様式）

(4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条による。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5の（3）で指定する日時及び場所で行う。

- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類の確認を受けるものとする。
なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

9 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県立博物館長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 入札書の提出前に、必ずホームページにて質問回答の有無を確認すること。

10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書及び本説明書について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書(第1号様式)により、令和6年12月25日(水)午後5時00分までに発注者に説明を求めることができる。
発注者は、福島県立博物館ホームページの入札情報に、一般競争入札仕様書等に関する回答書(第2号様式)を掲載する方法により速やかに回答する。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。なお、入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合(以下「談合」という。)した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執

行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む）
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

13 落札者の決定の方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条による。

15 契約書等の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。

- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記 (1) に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

16 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

17 当該契約に関する事務を担当する部門

郵便番号	9 6 5 - 0 8 0 7
住 所	福島県会津若松市城東町 1 番 2 5 号
所 属	福島県立博物館 総務課
電話番号	0 2 4 2 - 2 8 - 6 0 0 0
F A X	0 2 4 2 - 2 8 - 5 9 8 6

第 1 号様式

一般競争入札仕様書等に関する質問書

令和 6 年 月 日

福島県立博物館長

入札参加者 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

電話番号 (- -)

ファクシミリ (- -)

件名	県立博物館外構展示における植栽業務委託
質問事項	

第2号様式

一般競争入札仕様書等に関する回答書

令和6年 月 日

福島県立博物館長

件名	県立博物館外構展示における植栽業務委託
質問事項	
回答事項	

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 6 年 月 日

福島県立博物館長

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

電 話 番 号 (— —)
F A X 番 号 (— —)
(作成担当者職・氏名)

令和 6 年 1 2 月 1 8 日付けで公告ありました委託契約に係る入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等について下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

- 1 参加希望件名 県立博物館外構展示における植栽業務委託
- 2 入札参加資格制限措置の有無について
有 ・ 無
- 3 会社更生法又は民事再生法の規定による申し立ての有無について
有 ・ 無
- 4 福島県工事等請負有資格業者名簿（令和 5 ・ 6 年度）について
(1) 登録番号
(2) 発注種別
(3) 有効期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 福島県内の本店又は支店・営業所の名称及び所在地について
※申請者の住所が福島県内の場合は記載不要

第 4 号様式

一般競争入札参加資格確認通知書

令和 6 年 月 日

様

福島県立博物館長

先に申請のありました一般競争入札参加資格については、下記のとおり確認したので、お知らせします。

記

件名	県立博物館外構展示における植栽業務委託	
本公告に係る	有	
入札参加資格	無	
の有無	入札参加資格がないと認められた理由	
入札保証金	免除する	免除しない

※ 1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができます。

2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

入 札 書 (見積書)

金 額 (税抜)	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件 名 県立博物館外構展示における植栽業務委託
履行場所 福島県立博物館
履行期間 契約締結日から令和7年3月21日まで

上記のとおり入札(見積)いたします。

令和7年 月 日

住 所

商号又は名称

※1

代表者職・氏名
(代理人氏名)

印
印)

福島県立博物館長 様

※押印を省略する場合のみ余白に記載

本件責任者

氏名

所属部署名

連絡先(電話番号)

本件事務担当者

氏名

所属部署名

連絡先(電話番号)

- 注) 1 入札書として使用する際は、見積書を二重線で消し込むこと。(見積書として使用する場合は、入札書を二重線で消し込むこと。)
- 2 金額の文字の頭に、¥を付すこと。
- 3 再度入札(見積)の場合は、入札(見積)書の前に「再」と記入すること。
- 4 ※1において押印を省略する場合にのみ余白に「本件責任者名及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

第6号様式

委任状

私は都合により下記の者を代理人と定め、下記事項を委任します。

記

令和7年1月9日に執行される 県立博物館外構展示における植栽業務委託 の入札及び見積に関する一切の権限。

令和7年 月 日

福島県立博物館長 様

委任者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

受任者 職名又は住所
氏 名

印

第7号様式

入札保証金納付免除申請書

令和6年 月 日

福島県立博物館長 様

入札参加者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

県立博物館外構展示における植栽業務委託に係る一般競争入札の入札保証金の納付を免除されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）
- 2 入札参加者が、過去2年間に官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証する履行実績証明書（第8号様式）を添付すること。

（注）提出書類により1又は2に○印を付すこと。

履行実績証明書

その1

発注機関	
業務名	
履行場所	
契約年月日	
業務の内容	
契約金額	

その2

発注機関	
業務名	
履行場所	
契約年月日	
業務の内容	
契約金額	

(注) 本様式には、過去2年間における契約案件2つについて、「その1」及び「その2」に記載する。

また、履行実績を証明するものとして、次の書類を添付すること。

- 1 官公署が発注した契約の場合は、契約書の写（契約書の写しを添付できない場合は、内容等を証明できる書類）
- 2 実績は、県内外、本・支店の別を問わない。

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

2 （略）

（入札保証金の納付等）

第 251 条 契約権者は、第 249 条第 1 項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあつては、その免除した額を控除した額）を関係の出納機関に納付させなければならない。

- 2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があつたときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。
- 3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

（入札保証金の還付）

第 253 条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。

- 2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第 6 章又は第 9 章の規定の例による。

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

(3) (略)

(4) 過去2年間に官公署(予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5)から(15)まで (略)

(16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(17)から(18)まで (略)

2 (略)

(契約保証金の納付等)

第231条 契約権者は、第229条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の全額(その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額)を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。

2 出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があったときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

(契約保証金の還付)

第233条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。

契約の方法及び入札の条件

1 契約の方法

地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により一般競争入札とする。

ただし、入札者がいないとき、又は、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、同施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約とする。

2 入札の条件等

(1) 入札保証金

福島県財務規則（以下「規則」という。）第 248 条に定める入札保証金は入札金額の 100 分の 3 以上の額とする。

ただし、規則 249 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 最低制限価格

最低制限価格は設定しない。

(4) 落札者

入札参加資格の条件を満たし、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

(5) 契約保証金

規則第 228 条に定める契約保証金は、契約金額の 100 分の 5 以上の額とする。

ただし、規則第 229 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(6) 契約書

別紙「契約書（案）」のとおり

(7) 契約の確定時期

地方自治法第 234 条第 5 項の規定により発注者及び受注者が契約書に記名押印したとき確定する。

第 1 号様式

一般競争入札仕様書等に関する質問書

令和 6 年 月 日

福島県立博物館長

入札参加者 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

電話番号 (- -)
ファクシミリ (- -)

件名	県立博物館外構展示における植栽業務委託
質問事項	

第2号様式

一般競争入札仕様書等に関する回答書

令和6年 月 日

福島県立博物館長

件名	県立博物館外構展示における植栽業務委託
質問事項	
回答事項	

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 6 年 月 日

福島県立博物館長

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

電 話 番 号 (— —)
F A X 番 号 (— —)
(作成担当者職・氏名)

令和 6 年 1 2 月 1 8 日付けで公告ありました委託契約に係る入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等について下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

- 参加希望件名 県立博物館外構展示における植栽業務委託
- 入札参加資格制限措置の有無について
有 ・ 無
- 会社更生法又は民事再生法の規定による申し立ての有無について
有 ・ 無
- 福島県工事等請負有資格業者名簿（令和 5 ・ 6 年度）について
 - 登録番号
 - 発注種別
 - 有効期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 福島県内の本店又は支店・営業所の名称及び所在地について
※申請者の住所が福島県内の場合は記載不要

一般競争入札参加資格確認通知書

令和6年 月 日

様

福島県立博物館長

先に申請のありました一般競争入札参加資格については、下記のとおり確認したので、お知らせします。

記

件名	県立博物館外構展示における植栽業務委託	
本公告に係る	有	
入札参加資格	無	
の有無	入札参加資格がないと認められた理由	
入札保証金	免除する	免除しない

- ※1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができます。
- 2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

入 札 書 (見積書)

金 額 (税抜)	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件 名 県立博物館外構展示における植栽業務委託
履行場所 福島県立博物館
履行期間 契約締結日から令和7年3月21日まで

上記のとおり入札(見積)いたします。

令和7年 月 日

住 所

商号又は名称

※1

代表者職・氏名
(代理人氏名)

印
印)

福島県立博物館長 様

※押印を省略する場合のみ余白に記載

本件責任者

氏名

所属部署名

連絡先(電話番号)

本件事務担当者

氏名

所属部署名

連絡先(電話番号)

- 注) 1 入札書として使用する際は、見積書を二重線で消し込むこと。(見積書として使用する場合は、入札書を二重線で消し込むこと。)
- 2 金額の文字の頭に、¥を付すこと。
- 3 再度入札(見積)の場合は、入札(見積)書の前に「再」と記入すること。
- 4 ※1において押印を省略する場合にのみ余白に「本件責任者名及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

第6号様式

委任状

私は都合により下記の者を代理人と定め、下記事項を委任します。

記

令和7年1月9日に執行される 県立博物館外構展示における植栽業務委託 の入札及び見積に関する一切の権限。

令和7年 月 日

福島県立博物館長 様

委任者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

受任者 職名又は住所
氏 名

印

第7号様式

入札保証金納付免除申請書

令和6年 月 日

福島県立博物館長 様

入札参加者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

県立博物館外構展示における植栽業務委託に係る一般競争入札の入札保証金の納付を免除されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）
- 2 入札参加者が、過去2年間に官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証する履行実績証明書（第8号様式）を添付すること。

（注）提出書類により1又は2に○印を付すこと。

履行実績証明書

その1

発注機関	
業務名	
履行場所	
契約年月日	
業務の内容	
契約金額	

その2

発注機関	
業務名	
履行場所	
契約年月日	
業務の内容	
契約金額	

(注) 本様式には、過去2年間における契約案件2つについて、「その1」及び「その2」に記載する。

また、履行実績を証明するものとして、次の書類を添付すること。

- 1 官公署が発注した契約の場合は、契約書の写（契約書の写しを添付できない場合は、内容等を証明できる書類）
- 2 実績は、県内外、本・支店の別を問わない。

業務委託契約書(案)

- 1 委託業務の名称 県立博物館外構展示における植栽業務委託
- 2 業務委託料 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 3 履行期限 令和7年3月21日
- 4 契約保証金

上記の委託業務について、発注者 福島県 を甲とし、受注者 を乙として次の条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、仕様書に基づき、頭書の業務委託料をもって頭書の履行期間内に頭書の委託業務を完了し、成果品を甲に引き渡さなければならない。

(完了の通知)

第2条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく完了報告書によりその旨を甲に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

第3条 甲は、完了の通知を受けた日から10日以内に成果品の検査を行い、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

2 前項の検査に合格しないときは、直ちに補正を行い甲の検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして前項の規定を準用する。

(有償延期及び遅延利息)

第4条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に履行期間の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、履行期間後相当の期日内に業務が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として履行期間を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により履行期間を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該履行期間の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ契約金額に年2.5%の割合で計算した額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる)とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力による無償延期等)

第5条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、履行期間内に業務を完了することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、履行期間の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由

を相当と認めたときは、遅延利息又は第8条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(業務委託料の支払)

第6条 甲は、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

2 前項の支払請求書は、第3条の規定による検査に合格した後、提出することができる。

(甲の解除権)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が履行期間内に明らかに業務を完了することができないと認められるとき。

二 乙が解除を申し出たとき。

三 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

四 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

五 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第4条の規定に基づく履行期間の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の履行期間の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受領した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

- 第9条** 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更することができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第10条** 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

- 第11条** 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。
- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

- 第12条** この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを契約金額と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。
- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期間を繰り上げることができる。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第15条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県会津若松市城東町1-25
福島県
氏 名 福島県立博物館長 川名 義則

乙 住 所
氏 名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。
2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確

認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

業務設計書(金抜き)

業務名
県立博物館外構展示における植栽業務委託
委託内容
植栽業務
設計額
別紙内訳書のとおり

内 訳 書

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
支障植栽部分撤去工	m ²	200.00			処分費含む
サツキツツジ植栽工 H=0.4m W=0.5m	本	196.00			
マサキ植栽工 H=1.2m W=0.3m	本	125.00			
生垣支柱工 H=1.2m内外	m	61.00			材工共
張芝工 コウライ芝	m ²	220.00			
共 通 仮 設 費	式	1.00			
一 般 管 理 費	式	1.00			
現 場 管 理 費	式	1.00			
合 計					

仕様書

1. 業務名

外構展示における植栽整備業務委託

2. 事業の目的

三の丸からプロジェクト1-②3エリア周遊促進のための展示強化事業として、令和5年度のレーダー探査結果を反映し、来館者に対して鶴ヶ城三の丸堀跡の範囲をより明確に示すための外構展示を整備し、博物館の文化観光拠点としての魅力を強化する。

3. 施工内容

(1) 施工 施工エリアは、博物館東側の植栽区域とする。

また、施工については1級造園技能士を作業責任者とする。

(2) 作業手順

①現植栽のツツジを撤去する。撤去した箇所には、芝生を補う。(別紙図面Bライン)

②堀の内側を示すマサキを新規に植える。(別紙図面Aライン)

植栽は高さ約1m、幅約50cmを目安とする。

植樹に伴い、建物付近の支障植栽を撤去する。撤去範囲については、主に図面赤○印周辺を検討対象とし、現地を確認後、両者協議の上決定する。作業において植栽を撤去した箇所には、芝生を補う。

③現植栽(Dライン)を撤去し、堀の外側ライン(Cライン)にあわせ、新規にツツジを植える。植栽は高さ約50cm、幅約50cmを目安とする。現植栽を撤去後、撤去跡が目立つ範囲については芝生を補う。

(3) 備考

- ・堀跡の再現は、別途依頼する測量に基づく杭に従うこと。
- ・残土・残材が発生した場合の処理も業務内容に含む。

4. 納期

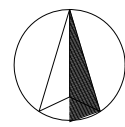
令和7年3月21日(木)

現況



調査年度	令和23年度
業務名	城郭三の丸掘跡地中レーダー 探査図化業務委託
図面の名称	平面図
調査地域	福島県会津若松市城東1-25 (会津若松三の丸) 地内
縮尺	1 : 400
図面番号	1 / 1

作業工程



施工範囲外

福島県立博物館

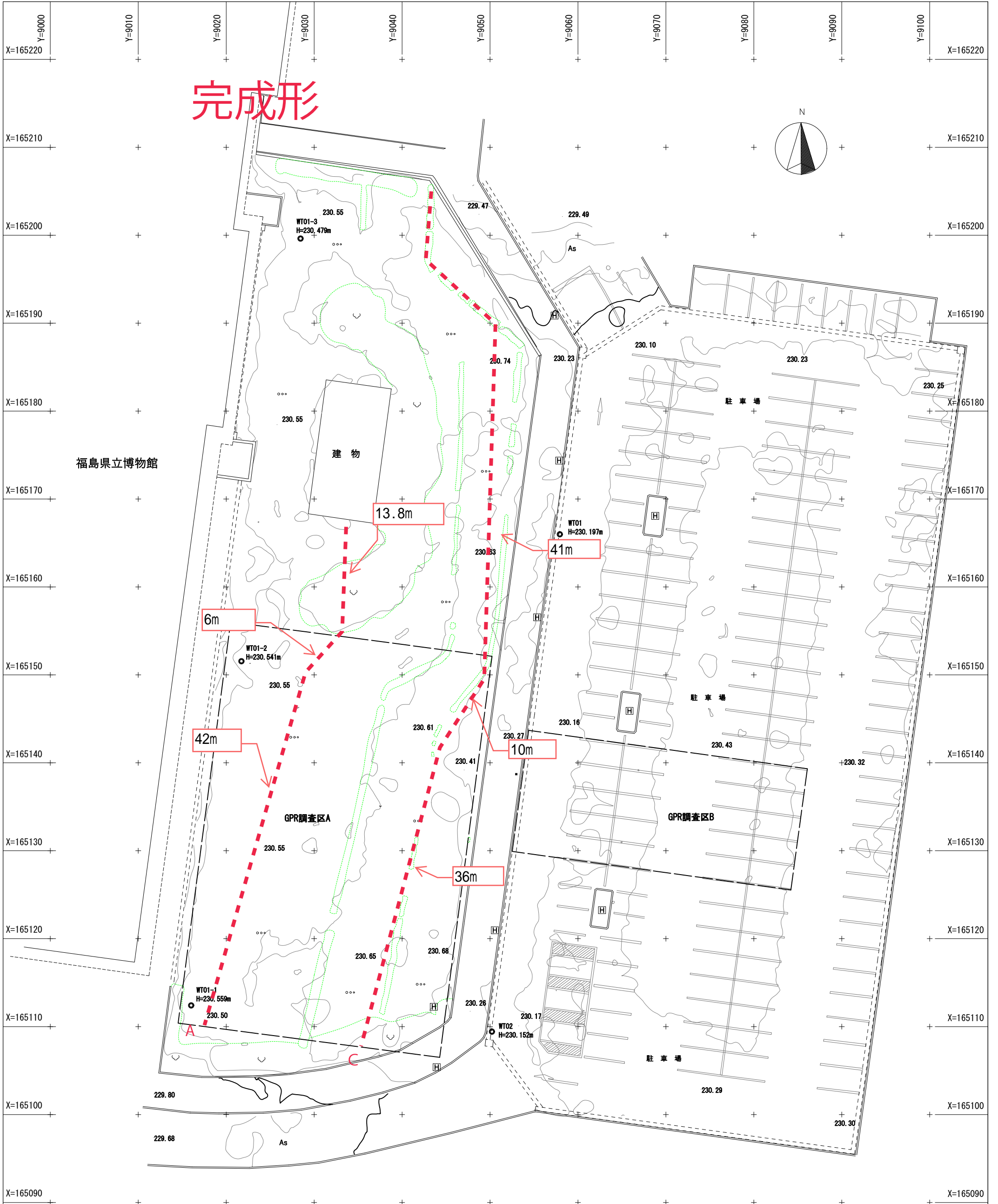
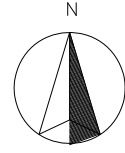
植栽撤去
検討対象エリア

- ② 植栽の追加
- ① 植栽の撤去
芝生補填
- ③ 植栽の植え替え
芝生補填

0 10m

調査年度	令和23年度
業務名	城郭三の丸堀跡地中レーダー 探査図化業務委託
図面の名称	平面図
調査地域	福島県会津若松市城東1-25 (会津若松三の丸) 地内
縮尺	1 : 400
図面番号	1 / 1

完成形



調査年度	令和23年度
業務名	城郭三の丸堀跡地中レーダー 探査図化業務委託
図面の名称	平面図
調査地域	福島県会津若松市城東1-25 (会津若松三の丸) 地内
縮尺	1 : 400
図面番号	1 / 1